

教職研修総合特集
国際理解シリーズ1

Nippon—Korea

ニッポン・コリア読本

教科書に書かれなかった歴史の真実と
日韓・日朝関係発展の課題

編集委員 林 建彦／阿部 洋



教育開発研究所

【編集委員】

林 建彦 東海大学教授

阿部 洋 国立教育研究所国際研究・協力部長

【編集協力】

吉野 誠 東海大学助教

【執筆者】（執筆順）

大畑篤四郎 早稲田大学教授

木下 礼仁 近畿大学教授

西川 孝雄 筑波大学講師

上垣外憲一 国際日本文化研究センター助教

浜下 武志 東京大学東洋文化研究所教授

内海 愛子 恵泉女学園大学教員

林 建彦 東海大学教授

佐野 通夫 四国学院大学助教

原 暉之 北海道大学スラブ研究センター教授

君島 和彦 東京学芸大学助教

吉野 誠 東海大学助教

文 京洙 法政大学講師

稲垣 有一 大阪市教育センター所員

米田 伸次 帝塚山学院泉ヶ丘中・高等学校長

高崎 宗司 津田塾大学助教

越田 稜 学習院高等科長

原田 環 島根大学助教

広瀬 貞三 立教大学講師

森山 茂徳 新潟大学助教

宮嶋 博史 東京大学東洋文化研究所助教

糟谷 憲一 新潟大学助教

鶴園 裕 金沢大学助教

橋谷 弘 東京外国語大学講師

阿部 洋 国立教育研究所国際研究・協力部長

並木 真人 フェリス女学院大学専任講師

稲葉 継雄 筑波大学助教

宮田 節子 早稲田大学講師

遠藤 公嗣 山形大学助教

森田 芳夫 元外務省

小此木政夫 慶応義塾大学教授

高木 健一 弁護士

目次

● まえがき	林 建彦	1
● 執筆者一覧		5
● 日本・朝鮮関係史年表	吉野 誠	13
ブローグー日本・朝鮮関係の発展と日本人の歴史認識	早稲田大学教授 大畑 篤四郎	15
古代の日本・朝鮮文化交流	近畿大学教授 木下 礼仁	20
中世・近世の日本・朝鮮文化交流	筑波大学講師 西川 孝雄	26
雨森芳州と玄徳潤	国際日本文化研究センター助教授 上垣外 憲一	35
第Ⅰ部―日本・朝鮮関係史の理解と歴史教育		39
Ⅰ―Ⅰ 日本・朝鮮関係史の背景としての「近代」の世界史的状况	東京大学東洋文化研究所教授 浜下 武志	40
Ⅰ―Ⅱ 日本の戦争責任・戦後責任と日韓・日朝関係	恵泉女学園大学教員 内海 愛子	50

I—3	南北分断と日本の降伏……………	東海大学教授	林建彦	56
I—4	朝鮮植民地期の歴史教育の見直しと文教行政の対応……………	四国学院大学助教授	佐野通夫	62
I—5	日本・朝鮮関係史を授業でどう教えるか……………			68
I—5—(1)	韓国併合と世界情勢……………	北海道大学スラブ研究センター教授	原暉之	68
I—5—(2)	植民地期朝鮮に関する歴史教育の視点……………	東京学芸大学助教授	君島和彦	74
I—5—(3)	朝鮮侵略の思想……………			79
I—5—(4)	日本の侵略と朝鮮民衆の抵抗……………	東海大学助教授	吉野誠	82
I—5—(5)	強制連行と在日韓国・朝鮮人……………	東京学芸大学助教授	君島和彦	84
I—5—(6)	在日韓国・朝鮮人の現状と人権への配慮……………	法政大学講師	文京洙	87
I—5—(7)	朝鮮半島の南北分断と日本……………	東京学芸大学助教授	君島和彦	89
I—5—(8)	小学校社会科における指導……………	大阪市教育センター所員	稲垣有一	91
I—5—(9)	中学校社会科における指導……………	帝塚山学院泉ヶ丘中・高等学校長	米田伸次	93
I—5—(10)	高等学校社会科における指導……………			96
I—6	日韓歴史教科書摩擦……………	津田塾大学助教授	高崎宗司	99
I—7	日韓の教科書の比較……………	学習院高等科長	越田稜	107

I—8 韓国人の日本観、日本人の韓国観

113

第II部—近現代における日本・朝鮮関係史

117

II—1 韓国併合の過程

118

II—1—(1) 江華島事件

118

島根大学助教授 原田 環

II—1—(2) 日清戦争

135

II—1—(3) 閔妃殺害事件

150

東海大学助教授 吉野 誠

II—1—(4) 日露戦争と保護条約

156

立教大学講師 広瀬 貞三

II—1—(5) 伊藤博文暗殺事件

164

東海大学助教授 吉野 誠

II—1—(6) 韓国併合

170

新潟大学助教授 森山 茂徳

II—2 朝鮮植民地期の歴史

180

II—2—(1) 「武断政治」と土地調査事業

180

東京大学東洋文化研究所助教授 宮嶋 博史

II—2—(2) 三・一独立運動

188

新潟大学助教授 糟谷 憲一

II—2—(3) 関東大震災に際しての在日朝鮮人虐殺

196

金沢大学助教授 鶴園 裕

II—2—(4)	「文化政治」と産米増殖計画	東京外国語大学講師	橋谷 弘	201
II—2—(5)	朝鮮人の日本留学	国立教育研究所国際研究・協力部長	阿部 洋	207
II—2—(6)	光州学生運動	フェリス女学院大学専任講師	並木 真人	212
II—2—(7)	植民地教育政策—併合前の植民地教育政策—	筑波大学助教	稲葉 継雄	218
II—2—(7)	植民地教育政策—朝鮮教育令下の植民地教育政策—	国立教育研究所国際研究・協力部長	阿部 洋	220
II—2—(8)	皇民化政策	早稲田大学講師	宮田 節子	232
II—2—(9)	強制連行	山形大学助教	遠藤 公嗣	238
II—2—(10)	原爆投下と在日朝鮮人被爆者			252
II—3	第二次世界大戦後の日本と朝鮮の関係			254
II—3—(1)	朝鮮における日本統治の終焉	元外務省	森田 芳夫	254
II—3—(2)	朝鮮戦争と日本			261
II—3—(3)	日韓国交正常化交渉			267
II—3—(4)	佐藤・ニクソン共同声明と「韓国条項」	慶応義塾大学教授	小此木 政夫	280
II—3—(5)	金大中拉致事件と木村外交の波紋			283

II — 3 — (6)	四〇億ドル借款問題と中曽根首相の訪韓	286
II — 3 — (7)	全斗煥・盧泰愚大統領の訪日	290

第III部——戦後の朝鮮半島の動きと日本の課題

III — 1	分断国家——大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国	296
III — 1 — (1)	米ソ両軍占領と三八度線	296
III — 1 — (2)	大韓民国の歩み	301
III — 1 — (2) — ①	李承晩政権	301
III — 1 — (2) — ②	朴正熙政権	303
III — 1 — (2) — ③	全斗煥政権	309
III — 1 — (2) — ④	盧泰愚政権	313
III — 1 — (3)	朝鮮民主主義人民共和国の歩み	317
III — 1 — (3) — ①	金日成政権	317
III — 1 — (3) — ②	金日成の対南政策	324

東海大学教授 林 建彦

III — 1 — (3) ③	日韓基本条約と北朝鮮		326
III — 1 — (3) ④	中ソと北朝鮮		328
III — 1 — (4)	朝鮮戦争		330
III — 1 — (5)	ラングーン事件と大韓航空機事件		332
III — 1 — (6)	南北対話		337
III — 2	日本と韓国・北朝鮮の関係改善に向けての課題		344
III — 2 — (1)	在日韓国・朝鮮人の処遇	 法政大学講師 文 京洙	344
III — 2 — (2)	在韓被爆者問題	 弁護士 高木 健一	352
III — 2 — (3)	サハリン残留韓国・朝鮮人問題		354

II—2—(9)

朝鮮植民地期の歴史

強制連行

山形大学助教授 遠藤 公嗣

戦時経済下の労働力不足

一九三七年に始まった中国への本格的侵略は、当時の日本政府によって「日華事変」と呼ばれました。広い中国への侵略には、膨大な軍隊を動員し派兵するとともに、その軍隊が使う軍需品を大量に生産することが必要になります。戦車や軍用機の生産はいうまでもなく、軍服や薬品などの生産も必要です。原料である各種金属鉱石の採掘や最大のエネルギー源である石炭の採掘も、それに工場を拡張し道路や港湾を整備するなどの土木工事も必要となります。

このため、日本のほとんどの産業は増産のための軍需景気にわくことになり、労働力に対する需要が大幅に増加しました。その需要は供給をはるかに上回っていたうえに、他方では多数の男子が軍隊へ召集されはじめましたから、労働力不足が各産業で一挙に深刻化しました。政府は農業等からの転業など労働力の再配置計画の遂行で切り抜けよ

うとしましたが、労働力需要にとうてい追いつきません。そこで政府は、植民地である朝鮮半島の豊富な労働力に目をつけました。朝鮮人を日本国内で労働させ、労働力不足を補おうというのです。

一九三九年七月の閣議決定によって、同年度に八万五、〇〇〇人の朝鮮人労働者の日本への「移入」がはじめて計画されました。これが戦時下の朝鮮人労働者の日本への強制連行のはじまりです。

「集団募集」政策

一九三九年にはじまった連行政策は「集団募集」政策と呼ばれます。この言葉の意味は、鉱山や土木関係などの日本の企業が朝鮮で労働者を集団的に募集する自由を政府が認め、それを政府が監督し助成することです。政府は各企業に募集労働者数と朝鮮での募集地域を割り当てます。企業は募集のための職員を割り当て地域に派遣し、募

集職員はその地域の日本人警察官や行政官などの援助を得て労働者を募集しました。

「集団募集」政策は、連行政策としては中途半端な政策でした。第一に指摘しておかなければならないことは、政府内に二つの対立した方針が存在し、「集団募集」政策はそのいわば妥協の産物だったことです。すなわち、内務省は治安対策の対象としてのみ朝鮮人をみなし、彼らの日本への渡航を抑制する方針を一九二〇年代からとり続け「集団募集」政策下でも堅持していました。これに対して、国内の労働者不足問題を重視する他省庁が、多数の朝鮮人を日本へ「移入」する方針を立てたのです。この二つの方針の妥協として、いわば例外的に、一定人数だけの募集を認めたのです。

第二に指摘しておかなければならないことは、労働力不足が長期にさらに深刻化するという見通しは政府にも企業にもなく、したがって朝鮮人労働者は、どうしても不足する労働力を臨時的にカバーするにすぎないと考えられていたことです。一九三九年度の朝鮮人八万五、〇〇〇人の「移入」は、同年度の計画された労働力総供給一一三万九、〇〇〇人のうちの約七・五％にすぎず、主要な供給源ではありませんでした。政府の指導によって、朝鮮人労働者の契

約期間は二年以内に限られ、満期後は朝鮮に帰ることになっていました。彼らが労働をはじめた後の一九四〇年の調査では、炭鉱業の多くの企業は、朝鮮人労働者は全従業員の二ないし三割までが限度であり、運搬などの不熟練作業に適し採炭などの熟練作業には適さないと判断していました。

このような中途半端な性格は、計画された「移入」労働者数が達成されないことに反映しています。一九三九、四〇、四一年の各年度とも計画数の六〇％台しか実際には「移入」されませんでした。

強制的労働管理

中途半端な連行政策であっても、実際の募集や労働管理が朝鮮人にとって強制的であったことは留意されなければなりません。

募集にあたって、賃金や労働時間などの雇用条件、あるいは鉱山の地下労働などの労働条件について、朝鮮人には十分に説明されませんでした。募集の達成率を少しでも高めようと、日本人警察官や行政官が朝鮮人に応募を説得し、あるいは事実上は強制することがありました。応募し契約した朝鮮人は、転職や退職をしないこととか朝鮮語を使用

せず日本語のみを使用することなどの指示を日本渡航前に受け、集団で引率されて日本へ渡航し、日本各地にある各企業の事業所に配置されました。配置された事業所では、タコ部屋とか飯場とか呼ばれる合宿所で集団生活を強制されました。合宿所の長は日本人であり、彼らは暴力的な制裁でもって朝鮮人の集団生活を管理しようとしていました。労働の現場でも、日本人の係員と場合によっては同僚が、同様な暴力を朝鮮人にふるいました。明治以降に形成された差別意識によって、彼ら日本人は、自分たちの暴力行為を当然視していました。

こうした強制的性格に留意するならば、「集団募集」は強制連行であり強制労働であったと特徴づけることができます。

抵抗闘争と逃走

朝鮮人労働者は強制的労務管理に服従せず、さまざまな抵抗を試みました。第一の抵抗はストライキ、サボタージュ、直接的抗議行動です。「集団募集」による朝鮮人は一九三九年一〇月ごろから就労しましたが、その直後から、抵抗闘争をはじめました。たとえば一〇月から二月までの三カ月間に合計二、五六〇名の朝鮮人労働者が就労した北

炭（北海道の大手炭鉱企業）では、東京の治安当局に報告されたものだけでも、三カ月間に少なくとも一件、延べ一、〇一四名参加の抵抗闘争が起きました。契約時に聞いた賃金額よりも実際のそれが低かったことへの抗議とかガス爆発による死亡事故に対する抗議、あるいは日本人による暴行への抗議などが、闘争の中心でした。これらの闘争の多くは自然発生的であり、闘争の意識的組織者がいたとは思われません。

第二の抵抗は逃走です。当時の資料によって数字はまちまちですが、契約満期前に約三割の朝鮮人労働者が連行された事業所から逃走しています。発見された者は逃走者の十分の一ほどにすぎません。警察資料から推測できる逃走理由は二つです、もっとも二つは補完的です。一つは、いうまでもなく、労務管理への抵抗です。朝鮮人労働者にとっては、抵抗がストライキなどの形態をとるのか逃走となるのかは、置かれた状況しだいであつたと考えられます。もう一つは、より良い労働条件を求めての転業です。逃走した朝鮮人がどうなったかについての研究はありません。しかし、熟練や技能を必要としない仕事に日本のどこかで就労し、朝鮮に帰った者は少ないでしょう。逃走者の手持ち金は少なく、他方、日本の労働力不足はどこでも深刻で

人手はいつも足りず、また就労を援助できる朝鮮人コミュニティが各地にすでに存在していたからです。

「集団募集」政策のいきづまり

これまで述べてきたように、「集団募集」の計画達成率は六〇％台にとどまり、しかも連行された労働者の約三〇％が逃走したと考えられます。ところが、戦時経済化はさらにすすみ、労働力需要は高まるばかりでした。

このギャップを埋める方策として一九四一年はじめに政府内で考えられていたのは、契約満期になった朝鮮人労働者に再契約をすすめるということでした。このことは何でもないようですが、「集団募集」政策の下での朝鮮人労働者の位置づけ、すなわち彼らは臨時の労働者であり二年以内の契約期間満了後は朝鮮に帰るということとは、大きなへだたりがあります。もっとも、多くの朝鮮人労働者の契約期間はちょうど二年でしたから、「集団募集」で最初に渡航した労働者の満期は、一九四一年一〇月から一二月にかけてきます。その直前の九月、石炭鉱業連合会は、傘下の企業で労働する朝鮮人について、重要な調査結果を得ました。それによれば、一〇月から一二月に契約満期となる朝鮮人労働者五、七三八名のうち、「再契約の見込ある数」は二、

五八八名にすぎないのです。

この調査結果は、再契約をすすめるという程度の政策では、契約満期となる朝鮮人労働者が増加するにつれて、各企業の労働力不足が爆発的に起こることを予感させるものでした。

「集団募集」政策がいきづまるであろうことは、別の大事件によっても、政府に強く感じられたと思われます。それは、いうまでもなく、一二月八日の英米に対する開戦、すなわち太平洋戦争の開始です。中国への侵略戦争とはケタはずれに大きい増産が必要になり、労働力需要はさらに高まることが予想されました。また、太平洋戦争の開戦は「大東亜の共栄」をタテマエにしていましたから、朝鮮人労働者もまたそれにふさわしいタテマエで労働させる必要があります。臨時的労働力の対象や治安対策の対象としてのみ彼らを見ることは、タテマエでは許されなくなつたのです。

「官斡旋」政策

「集団募集」政策は一九四二年二月の閣議決定によって停止され、新たに「官斡旋」政策と呼ばれる政策がはじめられました。「官斡旋」の意味は、朝鮮の行政機関とその外

郭団体が労働者の募集と訓練と日本への連行を行い、その後日本に各企業に引き渡すということです。すなわち、朝鮮の行政機関である朝鮮総督府のなかに設立された「朝鮮労務協会」が募集を行うのですが、その際に朝鮮各地にある職業紹介所が労働者の「選定」を行います。当時の官庁文書によれば、「職業紹介所……ハ……供出可能労務ノ所在及供出時期ノ緩急ヲ考慮シ……割当労務者ノ選定ヲ了スル」ことになっていました。「供出」とか「割当」という言葉から連想されるように、「選定」はきわめて強制的でした。

その実際のやり方は、ソウルなど都市部で夜間に歩行している朝鮮人をさまざまな口実で警察に連行し、そこで「応募」を「勧告」し、朝鮮人がやむなく「応募」すると、場合によっては家族に連絡することすら許さず、そのまま日本へ連行することが行われました。また農村では、朝鮮人が田畑で作業しているところへトラックをまわし、やはりさまざまな口実でトラックに乗せると、それを「応募」とみなすことも行われました。

こうしたやり方ですから、計画された「移入」労働者数の達成率が高まるのはあたりまえです。一九四一年度まで六〇%台であった達成率は、四二年度には九二%に高まり、

四三年度には一〇二%となって超過達成となったのです。

ところで、「官幹旋」政策の下でも、労働者の形式的な契約期間は二年間でした。しかし実質的には意味がなくなっていました。というのは、再契約という手続きをふまないで契約期間を延長できることが含意されていましたし、この点について出された多くの官庁文書のなかには、たとえば一九四二年一二月の文書のように、「昭和十八年（一九四三年）三月末日迄の間に於て契約期間満了する者」に「期間延長を欲せざるものと雖^{いまだ}少なくとも一八年三月末日迄は継続就労せしむること」と、強制労働を明記しているからです。したがってこの政策の下でも、必要によっては「国民徴用令」の発動によって強制労働をさせることが、すでに予定されていました。

基幹労働力化

「官幹旋」政策はまた、朝鮮人労働者を臨時的労働力の対象としてみることをやめ、量的にも質的にも基幹労働力としてみることをはじめました。その理由が労働力不足の著しい深刻化にあることは言うまでもありませんが、他方では、それは「大東亜の共栄」というタテマエにもふさわしいことでした。「大東亜の共栄」のために、朝鮮人は日本

人と等しく貢献する「榮譽」をになうのです。

朝鮮人労働者の基幹労働力化は、企業内における彼らの量的質的な位置にみることでできます。たとえば「官幹旋」政策がはじまった一年後の一九四三年二月では、北海道の全炭鉱の坑内作業員の五二・五％が朝鮮人でした。その内訳をみても、不熟練作業員とみなされる運搬作業員の七〇％以上が朝鮮人であるほか、熟練作業員とみなされる採炭作業員の五七・一％もまた朝鮮人でした。採炭作業員における朝鮮人の多さは、もっとも熟練を必要とする先山の採炭作業員にも朝鮮人が割り当てられはじめていることを推測させます。実際、「官幹旋」政策がはじまった一九四二年二月から、北炭（北海道の大手炭鉱企業）では朝鮮人労働者を対象とした先山養成訓練がはじまっています。

こうした基幹労働力化は年を追うごとに深まり、敗戦直前の一九四五年六月の北炭では、坑内作業員の七〇％以上が、採炭作業員にいたっては実にその八〇％が、朝鮮人でした。採炭作業におけるこの高率は、朝鮮人の先山のみならず、朝鮮人のみが作業グループを構成する切羽（採炭の最前面の現場）がいくつも存在していたことを想像させます。

一九四三年十一月、北炭で朝鮮人労務管理を責任ある地

位で担当した前田^{はじめ}一は、『特殊労働者の労務管理』と題する書物を出版しました。この書物は、日本企業とりわけ炭鉱企業における朝鮮人労働者の基幹労働力化をめぐる諸問題について解説し、朝鮮人労務管理担当者にとっての「虎の巻」となりました。ちなみに前田一は、戦後の高度経済成長期に日経連の専務理事となり、総評などの労働組合運動と対決することになります。

抵抗闘争の変化

「集団募集」政策の下で一九四一年には減少したストライキなどの抵抗闘争も、「官幹旋」政策のはじまった一九四二年には再び増加に転じ、逃走も以前とかわらず多数である状態が続きました。こうした量的側面では以前とかわらない抵抗闘争でしたが、質的側面から見ると、いくつかの変化があります。

その第一は、朝鮮人労働者の要求に帰国が掲げられることが多くなり、暴力を含む直接的抗議行動が多くなったことです。「官幹旋」政策の下では契約満期になっても労働を継続することを強制しましたから、朝鮮人労働者が帰国を強く要求するようになったのは当然のことです。そして、その要求の切実さが暴力に訴えさせることになったのです。

その第二は、抵抗闘争を朝鮮独立運動の一つの形態と考え、闘争を意識的に組織する労働者が登場してきたことです。この傾向は治安当局がとくに注目したことでした。一九四四年一月の全国警察部長会議で、次のような例が報告されています。やや長文ですが引用します。

「……昭和一七年八月北海道夕張炭鉱に移入朝鮮人労働者として移住した崔元貞と云ふ思想的意識分子が同炭鉱に着山以来他の移入労働者に対し『日本が戦争に敗ければ米英の援助により独立することが出来る、朝鮮が独立すれば差別的取扱もなく朝鮮人に真の幸福が来る。日本を敗戦に導く為には仕事を怠けて石炭を出さないやうにしなければならぬ。』と独立思想を宣伝し民族意識の昂揚を図ると共に怠業を煽動して同人等の作業場所に於ける一日の採炭面三米九〇位であったのを昨年六月頃に至りまして二米六〇に低下せしめるに至ったと云ふ事実があるであります」

変化の第三は、日本企業に従順忠実であるとかつてみなされていた朝鮮人労働者もまた、朝鮮独立運動の一つの形態としての抵抗闘争に参加するようになったことです。北海道の三菱大夕張炭鉱にいた白尹用もその一人でした。白尹用は、一九四二年一二月には、協和会（朝鮮人を日本人

に融和させるための官製団体）会長表彰を受けるような「模範的な」朝鮮人でしたが、一年半のちの一九四四年五月には朝鮮独立運動のために石炭減産を企て逮捕されました。朝鮮独立運動が連行された朝鮮人労働者の間に広まっていた傾向は、治安維持法違反で検挙された連行朝鮮人の数が年を追って増えていくことにも、みることができます。

徴用令の適用

一九四四年の後半になると、当初に計画された「移入」労働者数を上回る追加「移入」の要請が行われるようになりました。「官幹旋」政策ではこの要請にもはや応じられなるとの認識が政府内で広まり、ついに一九四四年九月、徴用令を適用して朝鮮人を連行することが閣議決定されました。

徴用令の適用による連行が朝鮮で発表されると、これからのがれるためにさまざまな手段が朝鮮人の間でとられました。「満州国」や中国に逃走すること、医師とはかって仮病をつかい入院すること、わざわざ性病にかかったり自分で手足に傷をつけ肢体不自由者になったりすることさえ、行われました。さらに農村では、徴用の対象になりそうな若者たちが竹やりや鎌で武装し山にたてこもることもあり

ました。これらは、徴用による連行がいかにかきわかれていたかを示しています。

こうした抵抗を排して、徴用による連行が続けられます。しかし、戦局における日本の敗勢は加速度的に明らかになってきます。アメリカ軍に撃沈される日本の輸送船と貨物船の数はしだいに増え、一九四五年三月になると、アメリカによる機雷の敷設と潜水艦によって朝鮮と日本の間の海上交通はマヒ状態となります。こうしたマヒ状態の結果、徴用による連行は不可能となり、事実上は終了したのでした。

連行労働者数の概要

一九三九年から四五年にわたった連行によって、どれくらいの数の朝鮮人労働者がどこに連行されたのでしょうか。その十分な根拠ある数字は今日に至るまでも明らかにされていません。表1は、公安調査庁『在日朝鮮人の概況』によるものであり、朝鮮人連行の先駆的な本格研究である朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』にも収録されているものです。他系統の資料も総合して判断すると、これがもつとも実数に近いと私は思われます。

表1からいくつかのことがわかります。第一に、鉦山と

くに石炭鉦山と土木建築関係に重点的に連行されたことです。これらの産業には不熟練職種が多く、しかも苛酷な肉体労働が主でした。なお、一九四四年に工場その他への連行が急増しますが、四四年から資料系統がそれ以前と異なるので、何ともいえません。

第二に、連行された先は日本が主ですが、樺太や南方にも連行されていることです。この点は、後に述べるところの、軍属に動員された朝鮮人も同様です。そしてこのことは、戦後にさらに大きな問題を残すことになります。

第三に、総計で七十二万人以上が連行され、敗戦時現在数は約二六万人だったことです。現在数の定義がよくわかりませんが、おそらくは連行された事業所でそのまま労働を継続させられた朝鮮人のみの数字でしょう。残りの約四六万人の多くは、苛酷で危険な労働による死亡者と敗戦前に朝鮮に帰った者のほかは、事業所から逃走して日本のどこかで就労し、そこで敗戦を迎えたと思われる。

ところで、一九七一年に韓国で出版された『日帝の経済侵略史』が強制連行者数を約一一三万人として以来、この数字をもとにして、強制連行者数を一〇〇万人台に、場合によっては一五〇万人に見積ることがあります。しかし、この見積りは信頼できません。その理由の一つとして、一

表1 朝鮮人労働者連行数

年度	区 分	「国民動 員計画」 ニヨル計 画数	連 行 数				
			石炭山	金属山	土 建	工場其他	計
1939	日本内地	人 85,000	人 32,081	人 5,597	人 12,141	—	人 49,819
	樺 太	—	2,578	190	533	—	3,301
	計	85,000	34,659	5,787	12,674	—	53,120
1940	日本内地	88,800	36,865	9,081	7,955	2,078	55,979
	樺 太	8,500	1,311	—	1,294	—	2,605
	南 洋	—	—	—	—	814	814
	計	97,300	38,176	9,081	9,249	2,892	59,398
1941	日本内地	81,000	39,019	9,416	10,314	5,117	63,866
	樺 太	1,200	800	—	651	—	1,451
	南 洋	17,800	—	—	—	1,781	1,781
	計	100,000	39,819	9,416	10,965	6,898	67,098
1942	日本内地	120,000	74,098	7,632	16,969	13,124	111,823
	樺 太	6,500	3,985	—	1,960	—	5,945
	南 洋	3,500	—	—	—	2,083	2,083
	計	130,000	78,083 (77,993)	7,632	18,929	15,207 (15,167)	119,851 (119,821)
1943	日本内地	120,000	66,535	13,763	30,639	13,353	124,290
	樺 太	3,300	1,835	—	976	—	2,811
	南 洋	1,700	—	—	—	1,253	1,253
	計	125,000 (155,000)	68,370 (68,317)	13,763	31,615	14,606 (14,601)	128,354 (128,296)
1944		290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	286,432
1945		50,000	797	229	836	8,760	10,622
計		907,300	342,620	67,350	108,644	206,073	724,787
終戦時 現在数			121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

(出所) 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』(未来社、1965年) 59頁。

(注) 終戦時現在数365,382は、他系統の資料も総合して判断すると、265,382 の誤植である。

九四五年度の連行者数が三二万九、〇〇〇人余であり、あまりに過大であることが指摘できます。四五年三月には日本と朝鮮の海上交通はマヒ状態となり、残った少ない輸送船や貨物船は、軍需品以上に日本で不足した食糧を大陸から日本へ輸送することに、重点配置されました。このような状況で、三二万人もの労働者が連行されたと考えられることはできません。『日帝の経済侵略史』の数字には、本稿で述べてきた強制連行以外の何らかの数字が混入しているといわざるをえません。

日本の労働運動と連行朝鮮人労働者

一九四五年八月一日を迎えて、多くの炭鉱では、労働させられていた朝鮮人労働者が独自の団体を組織し、さまざまな要求を企業や日本政府にぶつけました。早期の帰国未払賃金の精算、戦時中の日本人係員の暴力的労務管理の責任追及などが、その主な要求です。こうした朝鮮人団体の組織化と運動が日本の敗戦後ただちに起こったことは、それが戦時下の抵抗闘争の延長線上にあることを考えれば不思議ではありません。そしてまた、このことは日本の労働運動に大きな影響を与えています。

その第一は、朝鮮人団体の組織と運動が、日本人による

労働組合の結成を促進したことです。戦後もつとも早く日本人の労働組合が結成されたのは、北海道の炭鉱業においてであり、それは敗戦から一カ月余りのちの一〇月のことでした。北海道の炭鉱業では、敗戦直後から朝鮮人団体の活発な運動があり、日本人労働者の有志はそれを見習って、あるいは教示と援助をはっきりと受けて、組合結成をはじめたのです。一九五六年ごろに炭鉱の組合の一〇年史が多く刊行されましたが、そのなかには、朝鮮人団体の援助に感謝を述べているものがいくつかあります。

その第二は、右のことを反映して、外国人も労働組合を結成する権利のあることが、はっきりと法律に含意されたことです。一九四五年一〇月から二月までは、労働組合法が起草され制定される時期でした。起草作業中にこの権利の可否が議題になり、権利のあることが確認されたのです。この権利は欧米ではあたり前のことですが、企業別組合の多い日本ではともすれば見失われがちな権利であり、外国人労働者の急増している今日では、重要な意味を持つでしょう。

軍属と従軍慰安婦

これまで述べてきた強制連行労働者の雇用主は、形式的

には民間企業でした。しかし、一九四一年以降は、陸海軍が多数の朝鮮人労働者を軍属として雇用し、日本などへ送り出しました。厚生省復員局が戦後に発表した数字では、敗戦時に在籍した軍属総数は一五万四、九〇七名となっています。これら軍属への動員も、事実上は強制的でしたから、労働者の強制連行と大きな差はありません。差をしいて指摘するならば、二〇％―三〇％の軍属が朝鮮にとどまって労働したことで、連行労働者よりも多い軍属が南方へ送り出されたことが推測できるでしょう。

軍属の動員のほかに忘れてならないのは、従軍慰安婦としての送り出しです。日本軍の派遣されたところには慰安婦もまた送り出され、そのなかに朝鮮人が少なからずいたことはよく知られています。その数は数万人にのぼると思われませんが正確にはわかりません。彼女たちの送り出しもまた、「うまい話」でだまされたり、軍需生産を応援する女子挺身隊をふり向けたりと、強制的でした。

徴兵

徴兵は強制連行や軍属への動員以上に、朝鮮人を戦争に協力させ犠牲をしいる性格のものです。その実態はまだ明らかにされていませんから、簡単に指摘しておくにとどめ

ます。

徴兵制は一九四四年から朝鮮人青年に対して施行されました。しかし、すでに一九三八年、陸軍特別志願兵令によって朝鮮人青年が陸軍に加わる途が開かれ、四三年には海軍に同様の途が開かれていました。四三年までに陸海軍に志願した朝鮮人青年の数は二万人以上にのぼると言われています。この志願兵制度は、徴兵制施行のための地ならしの意味を持っていました。政府は一九四二年に二年後の四四年から徴兵制を施行することを決定公表したのです。徴兵された朝鮮人青年は武器を手にするようになるわけですから、思想的教育を含む準備が十分にととのつてから、政府は徴兵制施行にふみ切ったのです。

戦後に厚生省復員局が発表したところによれば、陸軍に一八万六、九八〇人、海軍に二万二、二九〇人の朝鮮人が敗戦時に在籍していました。この数字には少数の将校や特別志願兵が含まれていますが、その大半が徴兵によることもまた明らかです。なお、どれくらい朝鮮人青年が前線に駆り出されたかは不明です。

犠牲者

強制連行されたり軍属に動員された朝鮮人の労働は苛酷

で危険なものが多かったので、多くの犠牲者が出ました。その総数の調査はどこにもありません。しかし前田一の前掲書によれば、一九三九年一〇月から四二年一〇月までに炭鉱業に連行された朝鮮人の〇・九%が死亡しています。

この比率は実際はもっと高いはずです。なぜならば、この統計には逃走でも帰国でも死亡でもない「其の他」の減員が五・五%もあり、これは行先不明での死亡者を含むと考えられるからです。またこの統計には病氣帰国が四・三%もありますが、戦争が深まるにつれて、重病となっても帰国できず死亡する例が増えるはずです。戦争の後期になるほど労働災害の保安や労働者の栄養と医療はなおざりにされましたから、この点でも連行のあった全期間を平均しての死亡率は高くなったはずです。

これらを勘案して全期間を平均しての死亡率を仮三%と低く見積っても、連行労働者二万一、〇〇〇人以上、軍属四、五〇〇人以上が犠牲になったこととなります。恐るべき数字になると言わなければなりません。

死亡理由は、残された断片的な資料によれば、落盤などの労働災害と病死です。保安をかえりみないやみくもな増産と健康をかえりみない低栄養低医療の犠牲にされたことがうかがえます。遺体は、初めのころには朝鮮に帰された

こともあったようですが、後期にはぞんざいに扱われました。遺骨にされ日本名だけを記録されて（朝鮮人は「創氏改名」により日本名をつけることを強制されました。日本名からは本名がわからないことがあります）寺院に預けられたままになったものも少なくありません。事業所近くに埋められたままになっている遺体があるということも、しばしば指摘されます。

帰国

日本の敗戦は、朝鮮人にとっては束縛から解放され自由になることを意味していました。もともと帰国の要求は強かったので、帰国への出発が可能になりしだい、彼らは朝鮮に向かいました。宮本百合子の小説『播州平野』の最後には、朝鮮人を満載したトラックが西へ海峡へと疾走する様子が生々と描かれています。

敗戦の日日本にいた朝鮮人は二〇〇万から二一〇万人と見積られています。強制連行がはじまった一九三九年には一〇〇万人前後の朝鮮人が日本にいたと考えられていますから、連行された労働者と軍属で敗戦前に帰ることのできなかった者、それに「縁故渡航」と呼ばれる一般の渡航者、これらが三九年から四五五年の間に約一〇〇万人増加し

たことになります。朝鮮人帰国者は、日本政府が把握している数字で一九五〇年までに一〇四万人です。しかし、日本政府の帰国手続きを待たないで帰国した朝鮮人はかなりあり、韓国政府は四九年末までに一四一万人が帰国したと考えています。したがって、その差の六〇万人前後が在日朝鮮人となったわけです。これらの人々の多くは、日本の朝鮮支配の結果として朝鮮に生活基盤がなくなってしまう人々と考えられます。これらの人々のうちに、連行された労働者や軍属およびその家族の人々がどれほど含まれていたのかは、よくわかりません。

ところで、連行された労働者や軍属は、先に述べたように、樺太や南方にも送り出されました。これらの人々は戦闘にまきこまれたことが多く、マキンやタワラなど玉碎した島では一人も生き残っていないと言われています。ようやく生き残った人々について、日本政府は帰国させることの責任をとりませんでした。そのため、とくに樺太にとり残された朝鮮人は、ごく最近まで朝鮮に住む家族に会うことすらできませんでした。戦前から戦中にかけて日本が朝鮮人に加えた苦しみは、今だに尾を引いているといわなければなりません。



朝鮮総督府陸軍特別志願兵訓練所生徒入京，宿舎に着いた生徒（1939年）
（共同通信社提供）

原爆投下と在日朝鮮人被爆者

山形大学助教授 遠藤 公嗣

在日朝鮮人の形成

一九一〇年に「韓国併合」という名目で朝鮮が植民地化されてから、日本の植民地経営はさまざまな局面で朝鮮人から生活基盤を奪ってきました。日本の大資本が朝鮮に進出すると朝鮮在来の中小資本や自営業者はそれに圧迫され、倒産や転業を余儀なくされます。朝鮮農村に日本の大地主が乗り込んできても同様です。入会地を奪われ、日本人地主の下で小作をするか、それでもできないときは生まれ故郷を離れて他所で生活を立てなければなりません。日本の植民地経営が進むと、こういう人々が多数生まれましました。こういう人々にとって、日本は生活が成り立つかもしれない地に見えました。

一九二〇年代から三〇年代はじめにかけて日本もまた「恐慌から恐慌によるめく」といわれた不況期のなかにありました。それでも、生活の成り立つメドのまったくない朝鮮よりも、成り立つ可能性のある土地として、日本は

みえたのです。

しかし、日本に来た朝鮮人には厳しい生活が待っていました。一般に、苛酷で低賃金の仕事しか就くことができませんでした。明治以来、朝鮮と朝鮮人に対する差別と蔑視の意識は日本人の間に抜きがたく定着させられており、これが朝鮮人に対する雇用のうえでの差別になりました。苦勞して日本語を習得し資金をため自営業者となった朝鮮人も少なくはありませんが、その仕事の多くは同じ朝鮮人を対象にしたものでした。

こうして日本へ来た朝鮮人は、もともと家族持ちであった者もいれば、日本で家庭を持った者もいます。いずれにせよ、その子どもたちは日本で成長し学校にかよいました。また、少数ですが、朝鮮の経済的に余裕のある家庭からは、日本への留学生が送り出されて来しました。朝鮮が日本の植民地となっている状況の下では、日本の高等教育を受けていることは、朝鮮人にとって成功する可能性を広げることの意味するからです。

一九三九年の時点で、右のようにして日本に来て生活している朝鮮人は一〇〇万人前後いたと思われます。さらに同年から、強制連行による朝鮮人労働者が、この数字に加わります。また軍属として動員された朝鮮人も、この数字に加わります。他方、三十九年以前と似た状態で日本に来る「縁故渡航」も継続しています。こうして、一九四五年八月の時点で、二〇〇万人から二一〇万人の朝鮮人が日本にいたと推測されています。

広島と長崎での被爆

一九四五年八月の広島と長崎にも、当然のことながら、多数の朝鮮人が在住しており、したがって被爆しました。被爆した朝鮮人の数やその内の死者の数などは、今日に至るまで確定的なものはありません。韓国原爆被害者協会では、広島の朝鮮人被爆者は五万人で内三万人が死亡し、長崎の朝鮮人被爆者は二万人で内一万人が死亡したとしています。そして、両市の生存者は三万人となりますが、そのうち二万三、〇〇〇人が朝鮮に帰国したとしています。

広島と長崎に多くの朝鮮人被爆者がいたことは、日本人の手になる被爆体験記録などに出てきます。しかし、この事実は、長期にわたって表だって取り上げられてきません

でした。

その理由の第一は、日本国内でさえ、原爆被害の問題が一般に重視されるようになったのは、一九五四年のビキニでのアメリカによる水爆実験に第五福竜丸が被爆してからだったことです。朝鮮人被爆者への関心は、どうしても後手になりました。

第二に、朝鮮人被爆者の多くが戦後すぐに朝鮮に帰国しましたが、そのために日本の被爆者援護運動にすら見落とされがちだったことです。

こうした事情は、一九六五年の日韓条約締結前後から変化します。条約が問題となるころから、韓国国内で被爆者問題がとり上げられるようになり、その情報は日本にも伝わってきました。こうして、朝鮮人被爆者の存在は、ようやく注目されるようになりました。

七〇年代になると朝鮮人被爆者の体験記や証言などが相ついで刊行され、在韓被爆者の本格的な調査もされるようになりました。また八一年には、朝鮮人被爆者の記録映画「世界の人へ」(盛善吉監督)が完成し、大きな反響を呼びました。このように関心が高まってきてはいいますが、朝鮮人被爆者に対する補償も援護も今日までほとんど実質的なものはありません。これが現在の重要な課題であると思います。

ニッポン・コリア読本

執筆者(執筆順)

早大 大畑 篤四郎

近大 木下 礼仁

筑大 西川 孝雄

日本文化研究セ 上垣外 憲一

東大 浜下 武志

恵泉女大 内海 愛子

東海大 林 建彦

四国学院大 佐野 通夫

北大 原 暉之

学大 君島 和彦

東海大 吉野 誠

法大 文 京洙

大阪市教育セ 稲垣 有一

帝塚山学院 米田 伸次

津田塾大 高崎 宗司

学習院大 越田 稜

島大 原田 環

立大 広瀬 貞三

新大 森山 茂徳

東大 宮嶋 博史

新大 糟谷 憲一

金大 鶴園 裕

東外大 橋谷 弘

国研 阿部 洋

フェリス女大 並木 真人

筑大 稲葉 継雄

早大 宮田 節子

山形大 遠藤 公嗣

元外務省 森田 芳夫

慶大 小此木 政夫

弁護士 高木 健一

定価1800円(本体1748円)雑誌 63011-36

遠藤 公嗣 先生

謹啓

先生におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、小社刊行「ニッポン・コリア読本」のために、先生ご多用中にもかかわらず玉稿を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

発行予定が大幅に遅れご迷惑をおかけしておりましたが、ようやく、6月11日付けで発売できましたので、お送りさせていただきます。

本書は、国際理解を推進する上からも、教職員を中心に一般読者に広く普及を図っていききたいと存じます。6月13日朝日新聞上の宣伝を始め関係機関等への働きかけも急ぎ行っていききたいと存じます。先生におかれましても、どうぞ本書普及の上にお力添え賜りますよう切にお願い申し上げます。

なお、ご稿料印税は、6月末日、とりあえず、初版発行部数8000部につきお支払い申し上げます。なお、本書は1万部発行の保証お約束があります。残部について、なるべく早期に重版が実現できるよう努力いたしたく存じますので、悪しからずご了承ください。

敬具

平成3年6月11日

教育開発研究所編集部 五十貝 博之